

大会宣言

2024年7月、優生保護法をめぐる訴訟において、最高裁判所大法廷の違憲判決が下り、私たちは勝訴判決と、新たな補償法を勝ち取りました。立法から76年、国はようやく過ちを認めました。私たちは、長く沈黙を強いられてきた仲間に、最高裁勝訴判決が出たこと、国が謝罪したこと、補償法が成立したことを伝え、さらに優生思想の払拭を推し進めていきます。

また、大阪府立生野聴覚支援学校児童の事故死訴訟においても、将来得られたはずの逸失利益を障害のない者と同額とする、画期的な高裁判決が確定しました。この判決を優生思想や差別や偏見をなくす一歩とし、今後も障害の有無による格差を許さず、すべての人の基本的人権が大切にされ守られる社会の実現をめざし、弛むことなく運動を続けていきます。

そして、長年の悲願であった、「手話施策推進法」がいよいよ制定されます。名称を「手話言語法」に、という願いは叶いませんでしたが、私たちが運動で求めて続けてきた内容が反映され、社会モデルを基調とした本法が成立することを、全国の仲間と共に喜び合いたいと思います。東京2025デフリンピック開催も目前です。この大会は、きこえない・きこえにくい子どもたちに夢や希望を与え、手話言語への理解を社会へ広める千載一遇の機会です。大会にかかわるすべての人が主役となり大会を成功させ、すべての人がより活躍できる新しい未来につなげていきます。

最後に、2011年3月11日、東北地方をマグニチュード9の大地震と巨大津波が襲い、多くの大切な仲間の命が奪われました。その、東日本大震災から14年、「復幸」をめざし一步一步、あゆんできた人々の軌跡が、今大会では感じられることでしょう。また、ここ岩手県は運転免許裁判が起こされた地でもあります。たたかうことの大切さが仲間へと引き継がれ、今の私たちの活動へとつながっています。たくさんの先輩たちの姿に学び、その意志を引き継ぎ、「きこえないからできない」といった考え、優生思想を社会から根絶し、誰一人取り残さない「真の共生社会」の実現へ、全国の仲間と手を携えて進んでいくことを、ここイーハトーブの地、岩手で誓います。

2025年6月15日
第73回全国ろうあ者大会